

2011年6月3日 知的財産戦略本部会合配布資料

知的財産戦略本部 本部委員  
長谷川 閑史

### 知的財産推進計画（案）に関連する政策についての提言

本年度は東日本大震災および福島原発事故のため、日本国民にとっては大きな **Turning Point** とすべき時を迎えております。震災直後の混乱から復興に向けてのこの時期だからこそ、第三の開国を行い、内向きにならず、成長戦略を立てて実行する必要がありますがあります。その成長戦略をサポートする知財戦略の立案とその実行が重要です。

#### 1. 「技術で勝って、ビジネスでも勝つ」産学体質転換

科学 (science) はそれ自体では社会活動に役に立たないが、それを人が使用できる技術 (technology) にすることができます。その技術は産によって適切に事業化されることで社会に有用なもの (Applied Technology) となります。成長戦略の重要なポイントとして、科学と技術、つまり学 (Venture も含む) と産との間の橋渡しが上げられます。これを国策として推進することをお願いします。震災復興には多くの資金が必要ですが、多額に資金を流用しなくとも、産業界およびアカデミアの体質を転換することで為しうる事が多くあります。日本の智 (知) の源であるアカデミアは産業界の望む技術を具体的に理解することと自らの科学情報を産業界に提供することが要求されます。一方、産業界はアカデミアに開拓が必要な技術を開示し、また彼らの有する科学情報の応用方法を考えてフィードバックすることが望まれます。こういうことの実現のために産業革新機構などをさらに活用するなど、国が出来ることは多々あります。

#### 2. De Jure Standard (国際標準化機関によって定められたもの) の獲得

生み出された技術や情報も国際的に事業に適用可能でなければ事業化できません。既に7つの分野を選定し、国際標準取得に向けて動いておりますが、これは更に促進しなければ、中国、インド、ブラジルなどの新興国や大きな領域をもつ EU に De-Facto Standard (事実上の業界標準) を作られてしまいます。

#### 3. 第三の開国

震災復興も多くの国の支援を受けております。復興および日本再生のために、技術の標準化をリードすると共に、またそのリーダーシップを取るためにも、国を開く必要があります。特に、世界の成長地域と言われる BRICs を始め、東南アジアの ASEAN 諸国、ラテンアメリカなど 新興国・地域での日本企業の成長が望まれるように、政府は国策として **TPP**、**EPA**、**FTA** を締結、利用することが肝要です。関税問題などはもちろんの

こと、新興国における知的財産の保護、権利行使の仕組みや人材も十分に整っていません。これらは全て、日本産業の新興国事業展開の阻害要因なのです。政府にはこの阻害要因を排除していく努力をお願いします。

以上